

クレジットカード取引の現状と (一社) 日本クレジット協会の取組

2026年3月26日



一般社団法人

日本クレジット協会

(一社) 日本クレジット協会 (JCA) について

【組織目的・機能・会員数】

- JCAは、クレジット取引を公正にし、クレジット取引に携わる関係事業者の業務の適正な運営を確保し、もって消費者の利益保護とその消費生活の向上を実現し、**クレジット産業の健全な発展に資することを目的**とした団体。
- **認定割賦販売協会、認定個人情報保護団体としての法的機能**及びクレジットの**業界団体としての団体機能**を併せ持つ、業界唯一の団体としての性格を有する。

○認定割賦販売協会機能

割賦販売法第35条の18第2項各号に対応するために必要な業務（自主ルールの策定、調査など）

○認定個人情報保護団体機能

個人情報保護法第47第1項に対応するために必要な業務（個人情報保護指針の策定など）

○業界団体機能

協同的・組織的にクレジット業界の課題や会員の要望などに対応するために必要な業務（各種法令対応、統計編纂など）

会員区分		2026年1月1日 現在	備考
正会員	第1種	4 5 3社	法令上の登録事業者（包括、個別、ACQ※） クレジットカード番号等取扱事業者 等
	第2種	8社	流通関係団体、信用情報機関 等
準会員		4 4 3社	保証会社、システム会社、リース会社 等
合計		9 0 4社	

※ACQとは、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

【JCAのこれまでの主な活動経歴】

時期	経歴
2009年4月	社団法人日本クレジット協会設立（日本クレジット産業協会、全国信販協会、クレジット個人情報保護推進協議会を統合）
7月	個人情報の保護に関する法律に基づく「認定個人情報保護団体」の認定を受ける
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦販売法改正施行（平成20年改正） 悪質加盟店及び過剰与信に係る消費者トラブル、クレジットカード情報及び個人信用情報の漏えいへの対応（加盟店の勧誘行為調査義務、過剰与信防止義務、クレジットカード番号等の適切な管理義務の創設等） ・割賦販売法に基づく「認定割賦販売協会」の認定を受ける
2013年4月	公益法人制度改革により、一般社団法人日本クレジット協会に移行
2014年4月	反社会的勢力排除への対応として、保安対策支援センターを設置
2016年2月	クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画2016を公表（以降、2019年まで毎年更新のうえ公表） ※同年4月に「クレジット取引セキュリティ対策協議会」の専任事務局として、セキュリティ対策推進センターを設置
2018年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦販売法改正施行（平成28年改正） 加盟店におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用被害への対応（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店調査、登録制の創設。加盟店に対するクレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用防止対策の義務付け等） ・法改正と合わせ、関係する自主規制規則等の改正施行
2020年3月	・クレジットカード・セキュリティガイドライン1.0版を公表（以降、毎年更新のうえ公表）
2021年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦販売法改正施行（令和2年改正） 新しい技術・サービスに対応し、安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備（少額の分割後払い規制の導入、審査手法の高度化への対応、QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化等） ・法改正と合わせ、関係する自主規制規則等の改正施行
2025年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード・セキュリティガイドライン6.0版の公表 ・当該ガイドライン6.0版に合わせ、関係する自主規制細則・運用指針等の改正施行

目次

I. クレジット取引の市場規模等について

1. クレジット市場の状況

- (1) 信用供与額の推移
- (2) カード発行枚数の推移

2. キャッシュレス市場の状況

II. クレジットカード取引に係る割賦販売法と自主ルールの適用について

1. クレジットカード取引の全体像

2. 割賦販売法の規制内容（クレジットカード取引に係る規制）

3. 加盟店に対する調査・措置

- (1) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の位置づけ
- (2) 加盟店調査の概要

4. 加盟店に対する苦情処理・調査

5. マンスリークリア取引について

- (1) マンスリークリア取引の特徴
- (2) クレジットカード取引の規模（2025年）

6. 自主ルール遵守のための取組

- (1) 遵守状況調査
- (2) 調査から改善までの流れ
- (3) 自主ルール研修
- (4) 自主ルール研修の受講状況

III. クレジットカード利用に関する正しい理解の促進と安心・安全に利用していただくための取組等について

1. 消費者への啓発活動

- (1) クレジット教育支援
- (2) 各種媒体を活用した周知活動等

Appendix

1. 不正利用被害額の状況

- (1) 不正利用被害額
- (2) 不正利用発生率

2. カードセキュリティ対策の取組状況

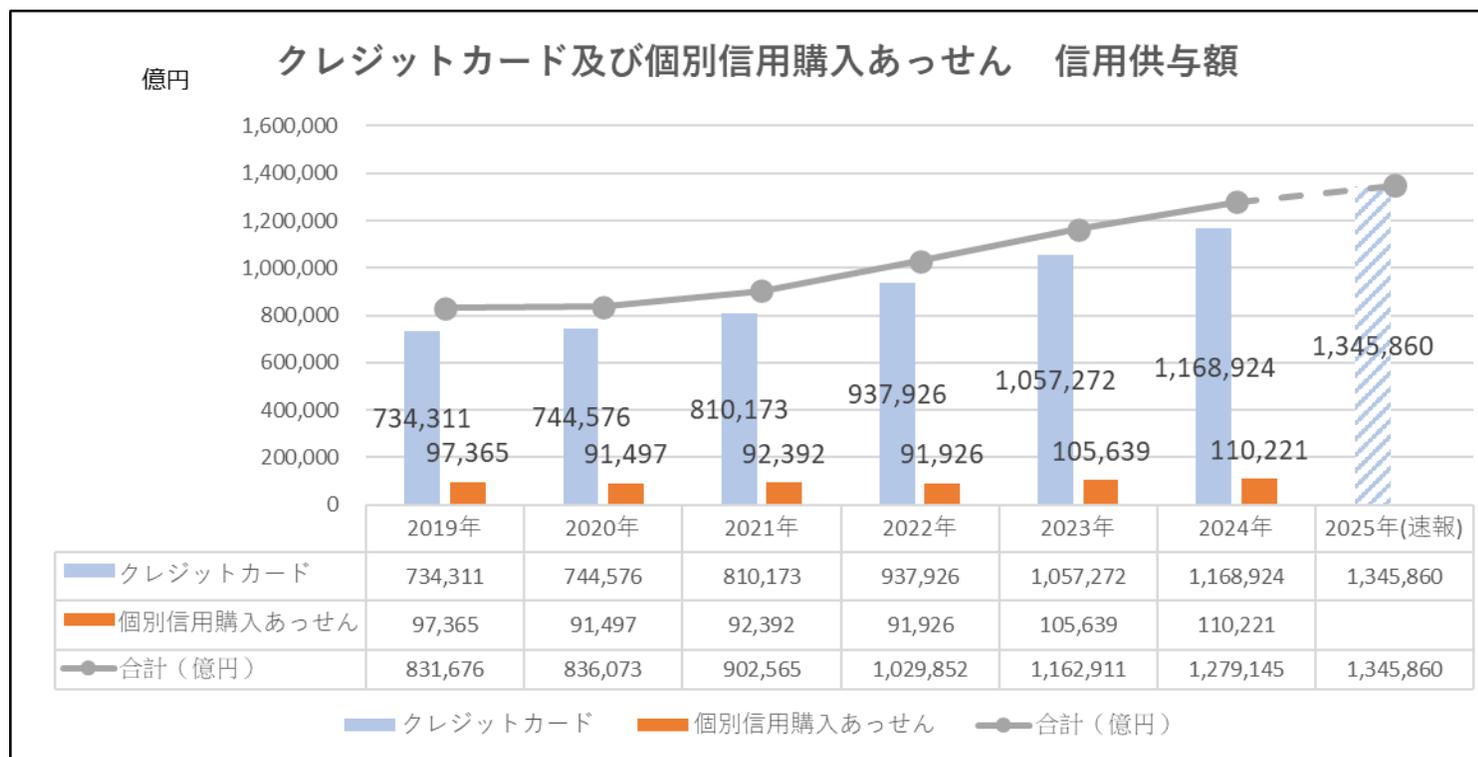
- (1) セキュリティ対策協議会の事務局としての活動
- (2) キャンペーン等の普及啓蒙活動 等

I. クレジット取引の市場規模等について

1. クレジット市場の状況

(1) 信用供与額の推移

□ クレジットカードショッピングの信用供与額は、2019年には73兆4,311億円であったものが、2025年（速報値）には134兆5,860億円と、61兆1,549億円の増加、83.3%の伸びとなっている。また、ショッピングクレジットの信用供与額は、2024年には11兆221億円と、2019年と比較し13.2%の伸びとなっている。

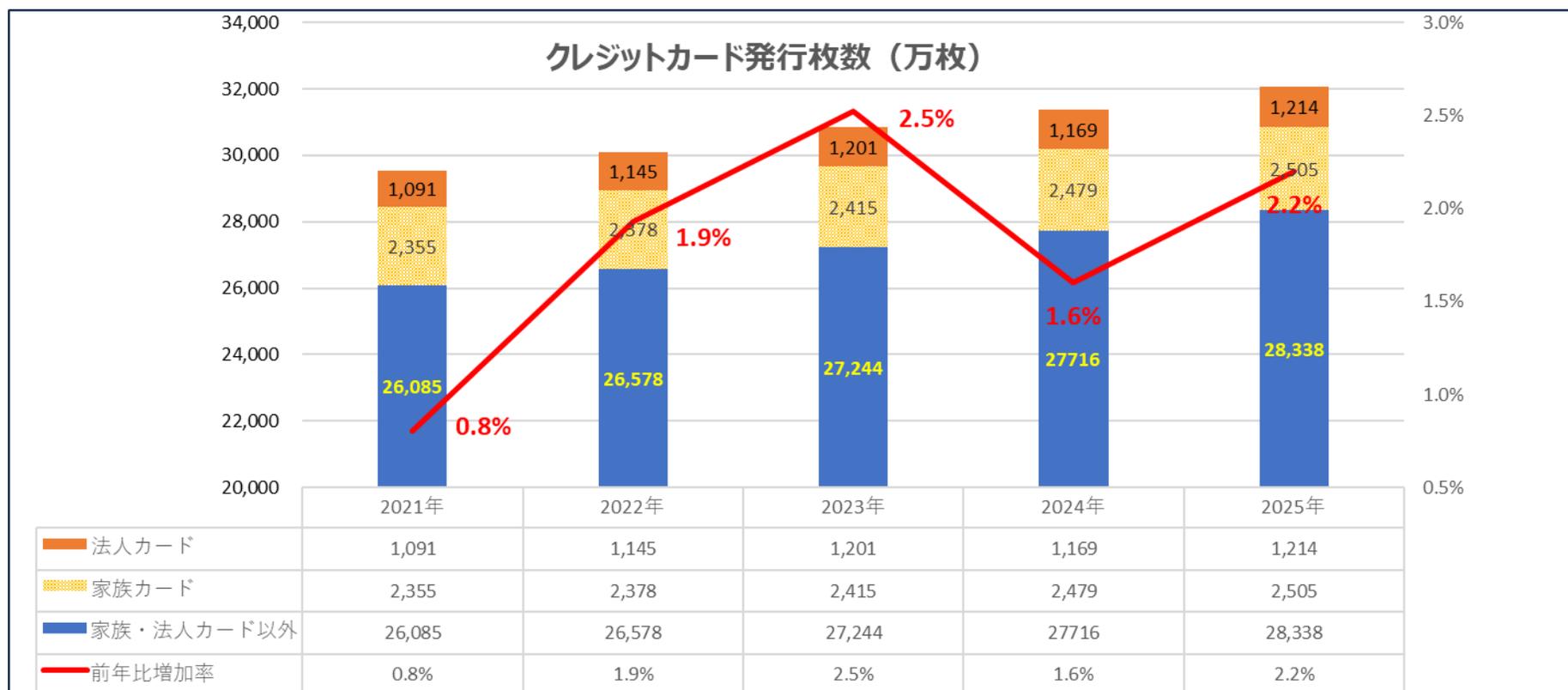


※(一社)日本クレジット協会調べ

1. クレジット市場の状況

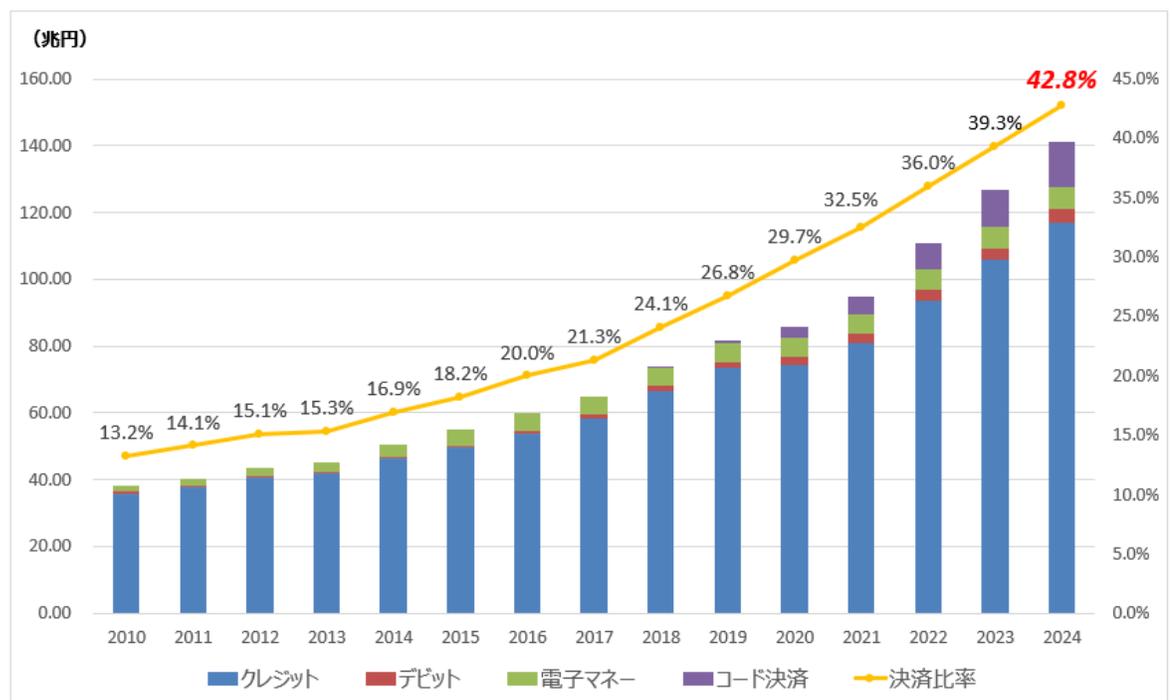
(2) カード発行枚数の推移

- 2025年3月末のクレジットカード発行枚数（調査回答社数243社）は、3億2,057万枚で、前年比2.2%の増加。
- 内数として、家族カードは2,505万枚で前年比1.0%の増加、法人カードは1,214万枚で前年比3.8%の増加。
- 20歳以上の人口比※では、1人当たり3.1枚保有。 ※総務省「人口推計」2025年3月1日現在の20歳以上の総人口1億429万人で計算



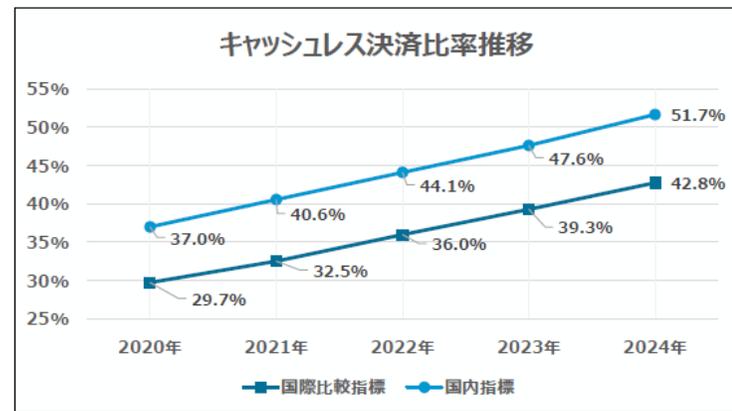
2. キャッシュレス市場の状況

- 我が国のキャッシュレス決済比率は、2024年の民間最終消費支出329.8兆円に対し、キャッシュレス決済額が141.0兆円となり、42.8%を占めている。
 - その内訳では、クレジットカードが82.9%を占めており、キャッシュレス決済の中心的手段となっているが、コード決済を中心に他の決済手段も伸びてきている。
 - また、キャッシュレス推進における新たな指標として「国内指標」が示されており、2024年実績は51.7%となった。
 - 将来的な目標としては、「国内指標」で65%（国際比較指標では55%）を2030年までに達成することが設定されている※。
- ※2025年12月26日 経済産業省公表



(引用) 経済産業省「2024年のキャッシュレス決済比率を算出しました」より

【指標の見直し】



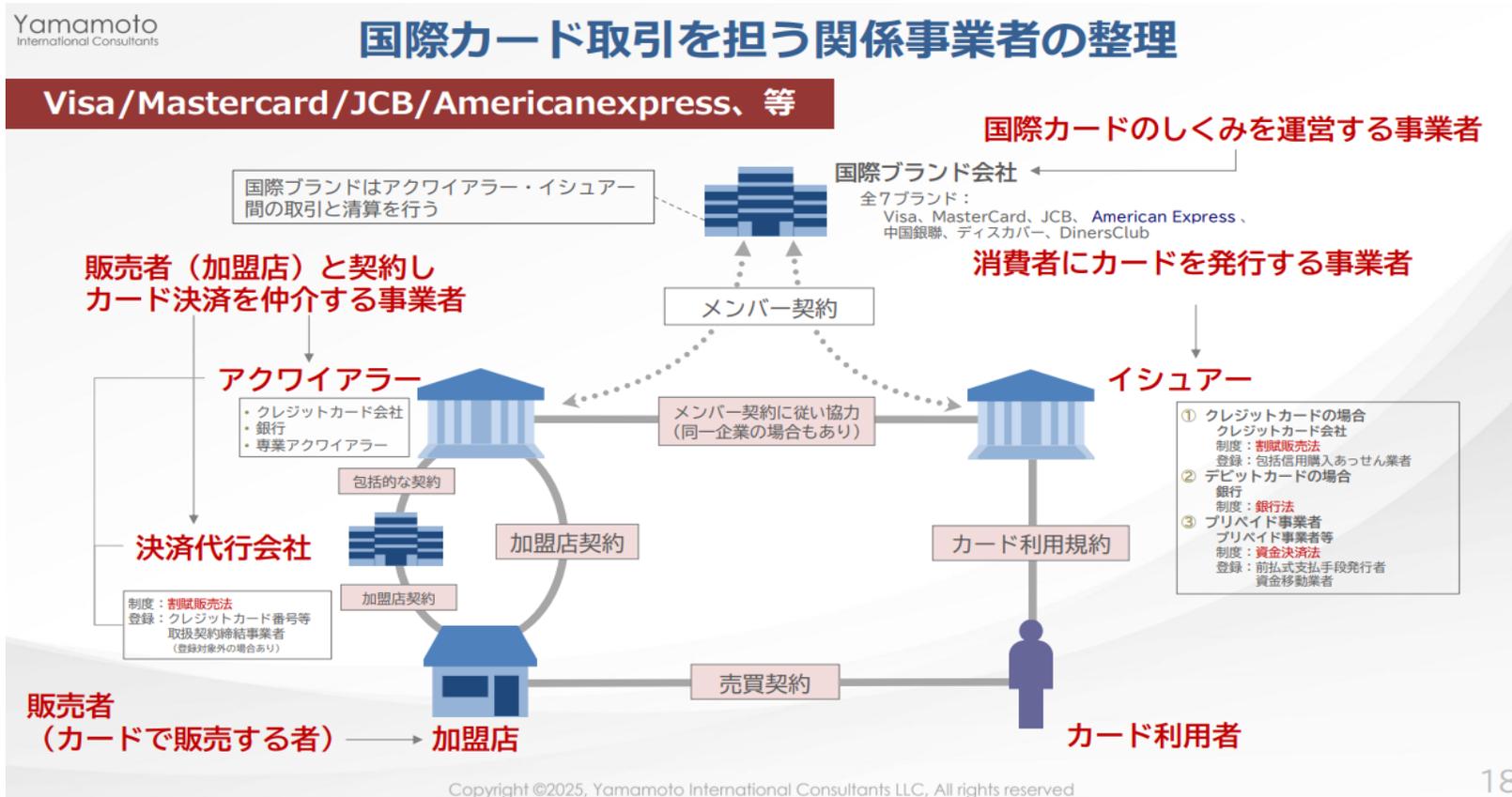
現在		2026年以降	
指標	用途	指標	用途
現指標	(国内の) キャッシュレスの進捗の測定、国際比較の2つの目的で利用。	現指標	国際比較の目的で利用。「国際比較指標」と定義。
		新指標	(国内の) キャッシュレスの進捗を測る目的で利用。「国内指標」と定義。

(引用) 経済産業省「キャッシュレス推進検討会とりまとめ」より

Ⅱ. クレジットカード取引に係る 割賦販売法と自主ルールの適用について

1. クレジットカード取引の全体像

□ クレジットカード取引は、消費者・加盟店・アクワイアラ・イシューア・国際ブランド・決済代行業者など複数の主体が関与し、各主体が固有の役割を担うことで取引の安全性と利便性が確保されている。



18

(「第2回 支払手段の多様化と消費者問題に関する専門調査会」資料1-1 (山本委員提出資料) から引用)

2. 割賦販売法の規制内容（クレジットカード取引に係る規制）

- 割賦販売法では、クレジット取引における消費者保護と公正な取引の確保を目的として、「支払可能見込額調査」「クレジットカード番号等の適切な管理」「苦情の適切・迅速な処理」「加盟店調査」等の各種規制が整備されている。
- JCAは、割賦販売法に定める「認定割賦販売協会」として、自主ルールの策定・遵守状況の調査、会員に対する研修、消費者への啓発活動等を通じ、クレジット取引の公正性と消費者保護に資する取り組みを行っている。

【規制内容】 ※包括：包括信用購入あっせん業者
 ※締結：クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

- 取引条件の表示義務、広告規制【包括※】
- 支払可能見込額調査、算定及びこれを超える与信の禁止【包括】
- 情報提供義務【包括】
- 個人情報取扱い、業務委託の適確な遂行、苦情の適切・迅速な処理等【包括・締結※】
- 登録制【包括・締結】
- 基礎特定信用情報の提供【包括】
- 民事ルール（契約の解除等の制限、抗弁権の接続等）【包括】
- クレジットカード番号等の適切な管理【包括・締結】
- クレジットカード番号等取扱契約の締結【締結】

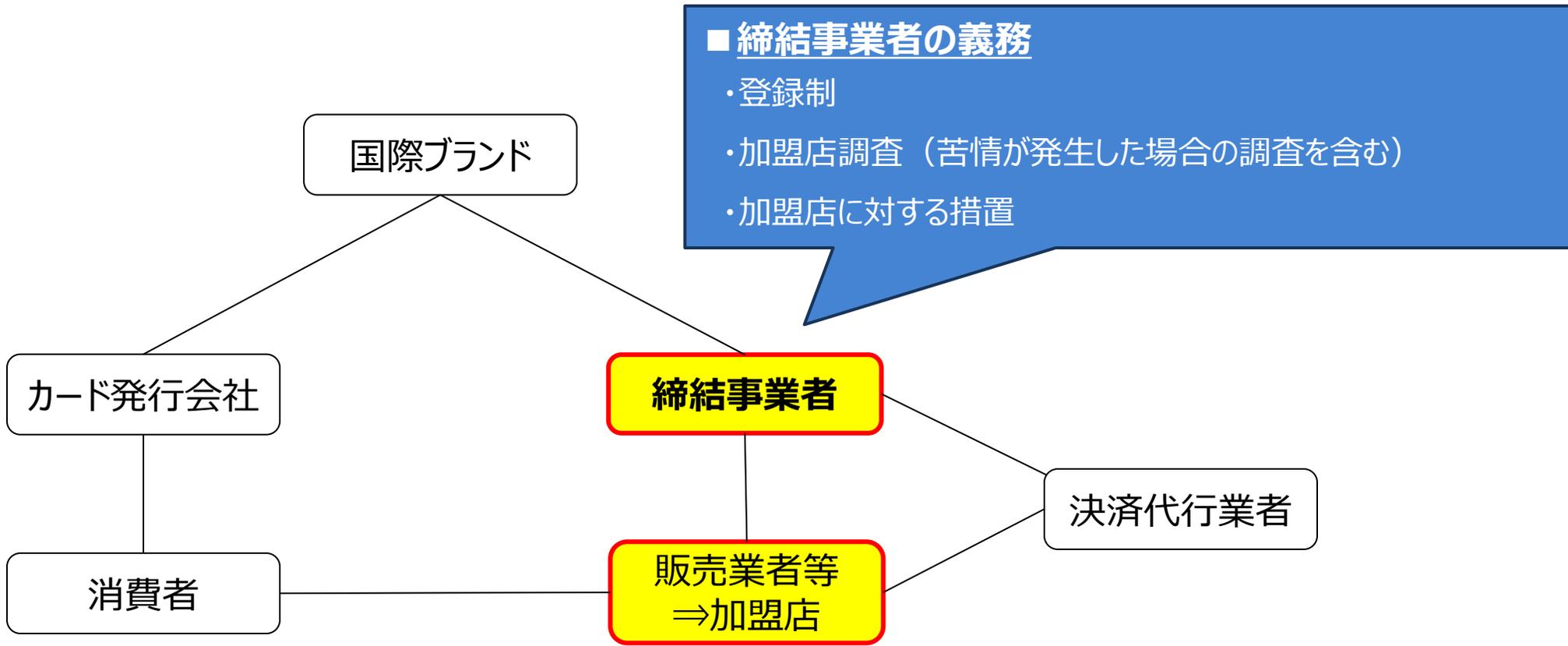
二月払購入あっせん（マンスリークリア）も対象

（経済産業省『割賦販売法の概要』を基にJCA作成）

3. 加盟店に対する調査・措置

(1) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の位置づけ

□ 割賦販売法に基づく登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者（以下「締結事業者」という。）に対し、加盟店調査（悪質加盟店の是正・排除、クレジットカード番号等の適切な管理、不正利用防止のための調査）を行うことを義務付けている。



3. 加盟店に対する調査・措置

(2) 加盟店調査の概要

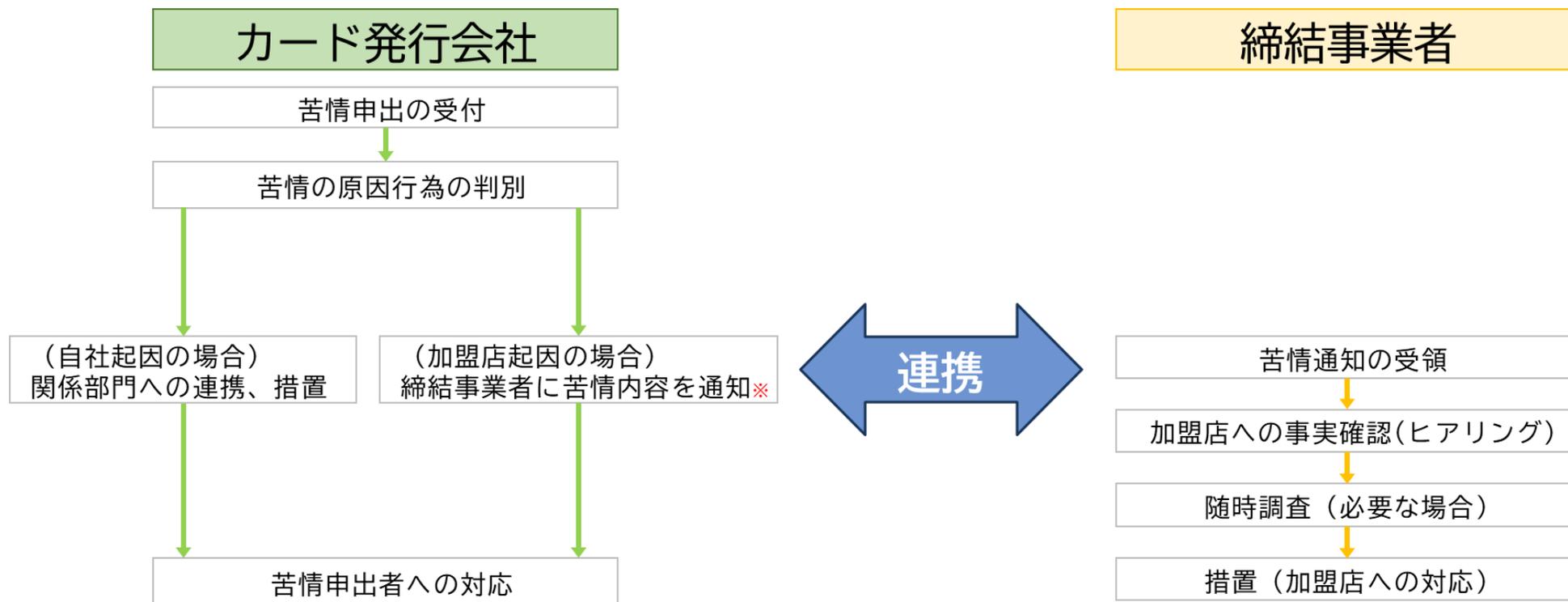
- 法令上、締結事業者は、加盟店契約の締結前及び締結後における定期又は随時の調査が求められている。
- 加盟店契約時のみならず、加盟店契約締結後であっても定期的な調査が義務付けられており、有事の際には、再発防止のための適切な措置を講じることとなっている。

項目	時期	概要
①初期調査	契約締結に先立って実施	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟申込店の属性情報、取引形態、取扱商材 ・セキュリティ対策（カード番号等の適切な管理及び不正利用防止等）の実施内容 ・苦情の発生状況
②定期調査	契約締結後、 平時において定期的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策の実施状況 ・苦情の発生状況 ・漏えい、不正利用の発生状況
③随時調査	契約締結後、 有事の際に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等の事故／不正利用の内容、セキュリティ措置の実施状況、加盟店に対する指導のための必要な事項 等 ・消費者の利益の保護に欠ける行為の有無、当該行為の防止体制 等

（経済産業省『割賦販売法の概要』を基にJCA作成）

4. 加盟店に対する苦情処理・調査

- 消費者から寄せられた苦情については、カード発行会社と締結事業者が役割分担し連携して対応している。
- 苦情受付～加盟店調査までのプロセスは法令のほか、自主ルールに基づき運用され、支払方式による差は実質的に存在しない。
- JCAの継続的な運用確認と是正指導により、自主ルールの実効性を確保している。



※法令・自主ルールでは以下1) 2) に該当する場合、苦情通知の義務あり

1) 法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき

2) 利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情（1）除く）の発生状況からみて、利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき

5. マンスリークリア取引について

(1) マンスリークリアの特徴

- ①クレジットカードの利用時点から支払までの期間が2月を超えない
- ②利用金額の分割や平準化が行われず、利用金額全額が一括で支払われる
- ③カードホルダーから手数料等の報酬を受け取っていない

(2) クレジットカード取引の規模(2025年)

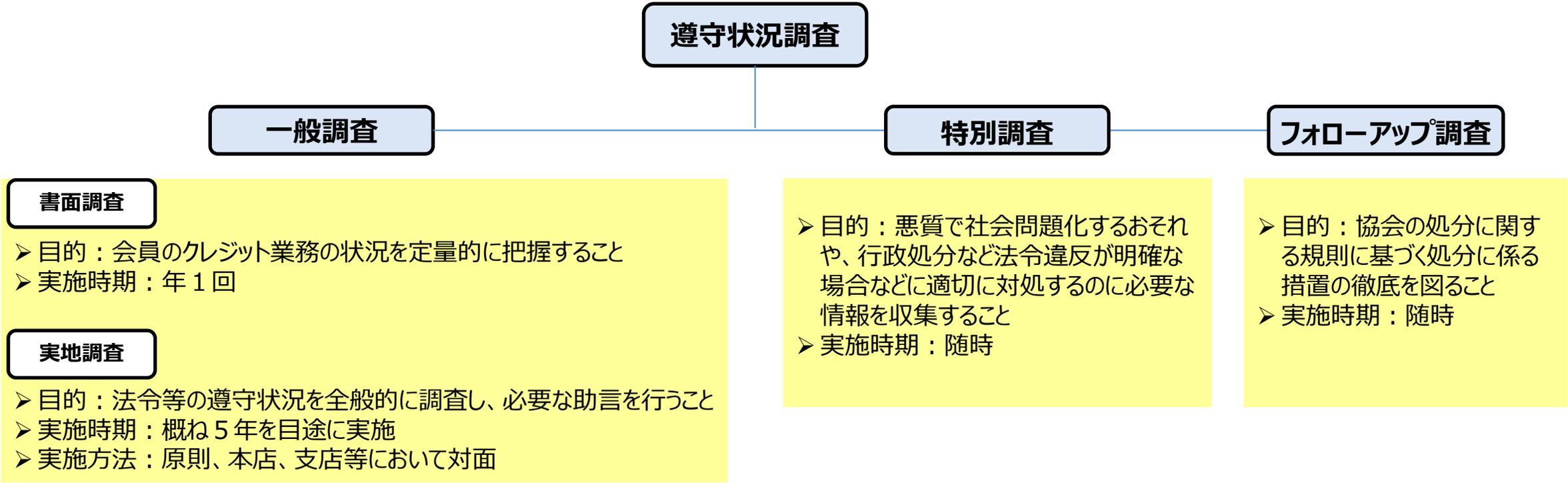
- ①1年間の日本のクレジットカードの取引件数 約 230億件
- ②1日あたりの取引件数 約 6,300万件
- ③そのうち、マンスリークリア取引 約 6,000万件

※(一社)日本クレジット協会調べ

6. 自主ルール遵守のための取組

(1) 遵守状況調査

□ JCAは、自主ルールの策定にとどまらず、会員における法令及び当該ルールの遵守状況を確認するため、目的や性格の異なる複数の調査（遵守状況調査）を実施している。



6. 自主ルール遵守のための取組

(2) 調査から改善までの流れ

□ 遵守状況調査を通じて把握した課題について、適宜指摘を行い、当該会員から改善内容の報告を受けることで、業務運用の是正・改善につなげている。

調査

- 会員の法令遵守状況について、ヒアリングや業務記録を基に調査を実施

指摘

- 実地調査実施後、正式な指摘事項（法令・自主ルール上の不備事項）を通知

改善報告

- 通知した指摘事項について、改定した社内規則等や対応記録等を受領し、不備事案の修正及び再発防止を確認

6. 自主ルール遵守のための取組

(3) 自主ルール研修

- JCAでは、自主ルールの策定や遵守状況調査に加え、割賦販売法および自主ルールについて適切な理解と運用を確保するため、研修に係る規則に基づき、対象者や役割に応じた研修を体系的に実施している。
- また、会員企業に対し、当該研修の受講義務を課している。

研修の種類		研修の目的	対象者	受講サイクル
コンプライアンス研修		割賦販売法及び自主ルールの遵守に必要な社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得すること	<ul style="list-style-type: none"> ・会員代表者 ・信用購入あっせん業務の担当役員 ・クレジットカード番号等取扱契約締結業務の担当役員 	毎年度受講
一般研修	協会主催研修	割賦販売法及び自主ルールに基づいた業務に必要な知識を習得すること	<ul style="list-style-type: none"> ・信用購入あっせん業務に従事する職員 ・クレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事する職員 	研修修了日が属する年度の翌年度から3年度以内に1回受講
	会員主催研修			
講師研修	講師育成研修	講師として必要な知識を習得すること	<ul style="list-style-type: none"> ・（受講しようとするときから原則前3年度以内に）一般研修において当該研修を修了した役職員であって、講師になろうとする者 	/
	講師更新研修	講師資格者の能力の維持及び向上を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・講師資格認定者であって、講師資格を更新しようとする者 	

6. 自主ルール遵守のための取組

(4) 自主ルール研修の受講状況

□ 規則に基づく研修制度の下、会員各社において割賦販売法および自主ルールに関する研修が継続的かつ適切に受講されており、協会としても多様な実施方法を通じて理解促進を図っている。

研修の種別	受講者数		
	2023年度	2024年度	2025年度※
コンプライアンス研修	1,271	1,554	1,357
一般研修	25,895	26,354	16,436
講師研修	1,383	1,625	1,757
計	28,549	29,533	19,550

※2025年度は申込者数（12月末日時点）

Ⅲ. クレジットカード利用に関する正しい理解の促進と 安心・安全に利用していただくための取組等について

1. 消費者への啓発活動

(1) クレジット教育支援

□ 若年層を中心とする“新たな消費者層”に対し、金融リテラシー向上と安全なキャッシュレス利用を支えるため、教育機関との連携・教材の高度化・デジタル教育手法を通じて体系的なクレジット教育支援を実施している。

~~~~~ 主な講義内容 ~~~~~

- ① キャッシュレス決済の現状
- ② 政府はなぜキャッシュレス決済を推進するのか
- ③ キャッシュレス決済の種類（前・即時・後払い）
- ④ クレジットカードの特徴
 - ・多様な支払方式、リボ手数料、メリット・注意点
 - ・カードを使わないクレジットもある
- ⑤ 消費者トラブル
 - ・契約時の注意点、フィッシング詐欺、支払停止の抗弁、収支管理 等

学校等への講師派遣実績

2023年度～2025年度

200 校 **約19,000** 名

※直接派遣からオンライン講義、さらに、現状は教員が自ら授業を行うための支援（教材提供・教員向け勉強会開催）へ軸足を再移行。

【 主要施策の成果と進化 】

■ 教材・ツールの高度化

質の高い教育コンテンツの開発とデジタル化の推進。

- 新教材「**クレジット入門（生徒用・教員用）**」刷新（消費者教育教材資料表彰 優秀賞受賞）
⇒デジタルブック化対応
- 動画教材5種の制作とデジタルブック化によるICT教育対応
- タッチ決済対応デモ機による実演（含む貸出）
- 教員用解説書の充実（解答例・指導ポイントの明記）

□ デジタルネイティブへの発信

若年層の行動様式に合わせたWEB・SNSアプローチ。

- 特設サイト刷新「**賢く！便利に！クレジットライフ**」（2024.10～）
- 「**キャッシュレス決済診断**」コンテンツ追加(2025.1～)
- Instagram・LINE広告、大学新聞「**キャンパス・スコープ**」連携

□ 教育現場への支援強化

「協会が教える」から「先生が教える」環境への転換。

- 教員向け勉強会・研修会への継続的な講師派遣
- オンデマンド授業教材の提供開始

□ 啓発ツールの最適化

需要に応じたラインナップ整理と配布効率の向上。

- クレジット啓発パンフレットを4種類から**3種類へ統合・集約**
- 「For U25 クレジットライフのはじめかた」（約15万部配布）等のターゲット別配布
- WEB申込フォーム導入による事務効率化

1. 消費者への啓発活動

(2) 各種媒体を活用した周知活動等

□ 不正利用が高度化する中、協会はフィッシング対策や本人認証推進など“消費者が自ら防御できる力”を高めるため、マルチチャンネルで継続的かつ全国的な啓発活動を展開している。

🔒 継続的な啓発テーマ

デジタル化の進展に伴う新たな手口に対応しつつ、基本的な**カードセキュリティ対策**を継続して訴求。

① フィッシング対策

SMS・メール・DM経由の詐欺被害防止

② 本人認証サービス

EMV 3-Dセキュア登録推進

③ 暗証番号(PIN)

認知度向上と失念防止

④ ID・PW管理

使い回し防止の徹底

⑤ 利用明細の件別確認

不正利用の早期発見

🕒 年度別重点施策の進化と深化

2023年度 コンテンツ整備・WEB展開強化	2024年度 業界統一的なキャンペーン展開	2025年度 全世代・統合アプローチ
コンテンツ制作 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規啓発動画・LP制作 ● 改訂版WEB動画の配信開始 	② 「本人認証サービス」登録推進 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> JR主要駅サイネージ 42カ所展開 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 新聞4紙（読売/朝日/毎日/日経） ● 会員会社85社からも遷移 他 	ターゲット拡大 中高年齢層へのアプローチ強化 <ul style="list-style-type: none"> ● 全国公民館100カ所ポスター掲示 ● ラジオCM（FM・AM）広島地区 ● 毎日新聞広告掲載
WEBバナー <ul style="list-style-type: none"> ● Googleディスプレイネットワーク、Yahoo！ などポータルサイトを活用し、協会コンテンツへ誘導 		
メディア展開 <ul style="list-style-type: none"> ● 新聞3紙・雑誌広告掲載 	マルチチャンネル化 <ul style="list-style-type: none"> ● YouTube、LINE、Google、TVerなど動画広告を大幅拡充 	オン・オフ統合型啓発へ
		セキュリティ啓発常設サイト開設 「クレジットカード不正利用5つの対策」

Appendix

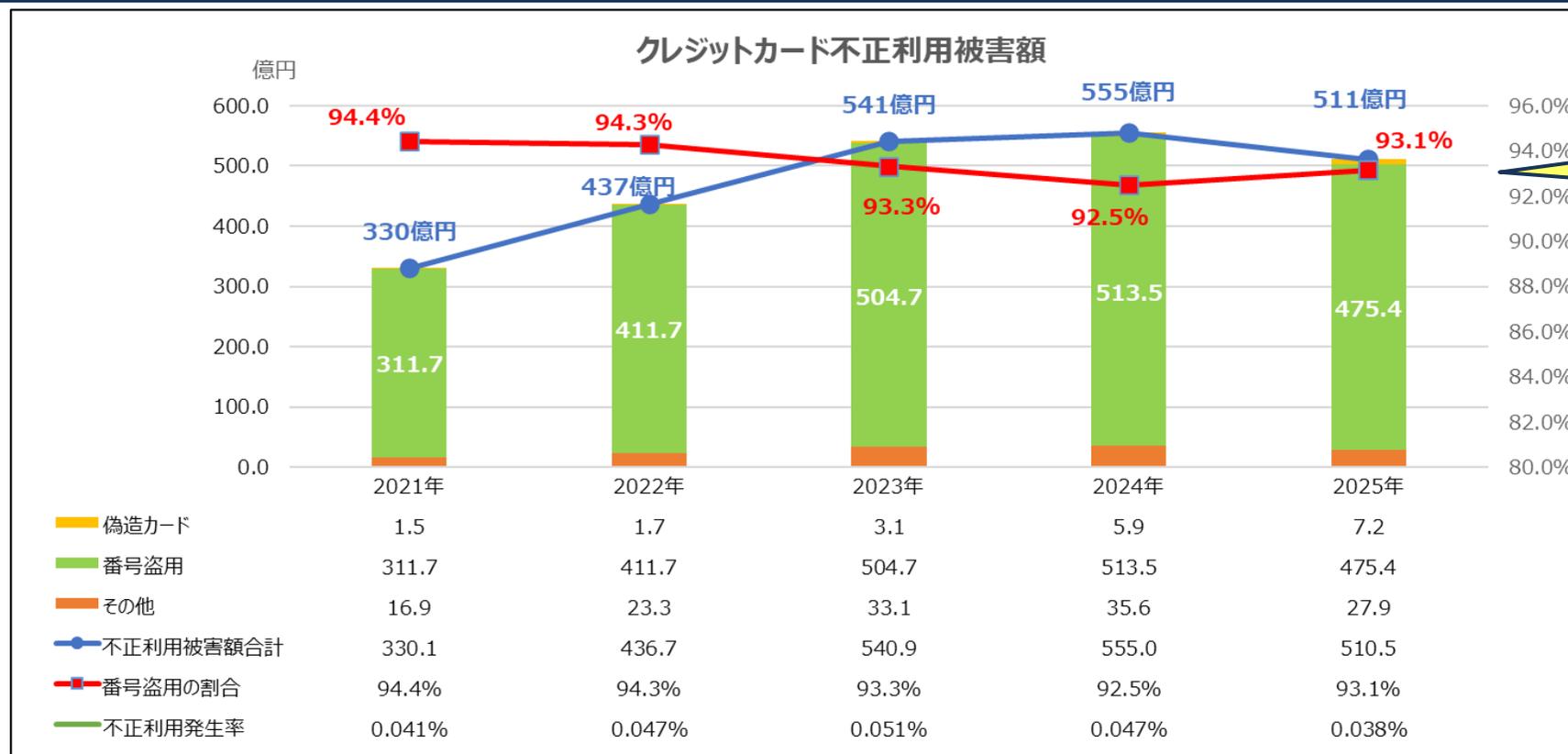
1. 不正利用被害額の状況

(1) 不正利用被害額

□ クレジットカードの不正利用被害額は、2024年に555.0億円の過去最高額となったが、対策等の推進により2025年は510.5億円と8%の減少となった。

□ また、手口の内訳をみると「番号盗用※」による手口が9割以上を占めている。

※不正にクレジットカード番号等入手し、第三者がカード会員になりすまして、カード自体を利用せずにカード番号等のみを使用し、EC決済等で不正に利用する手口。



不正利用被害の
手口の大半は
「番号盗用」

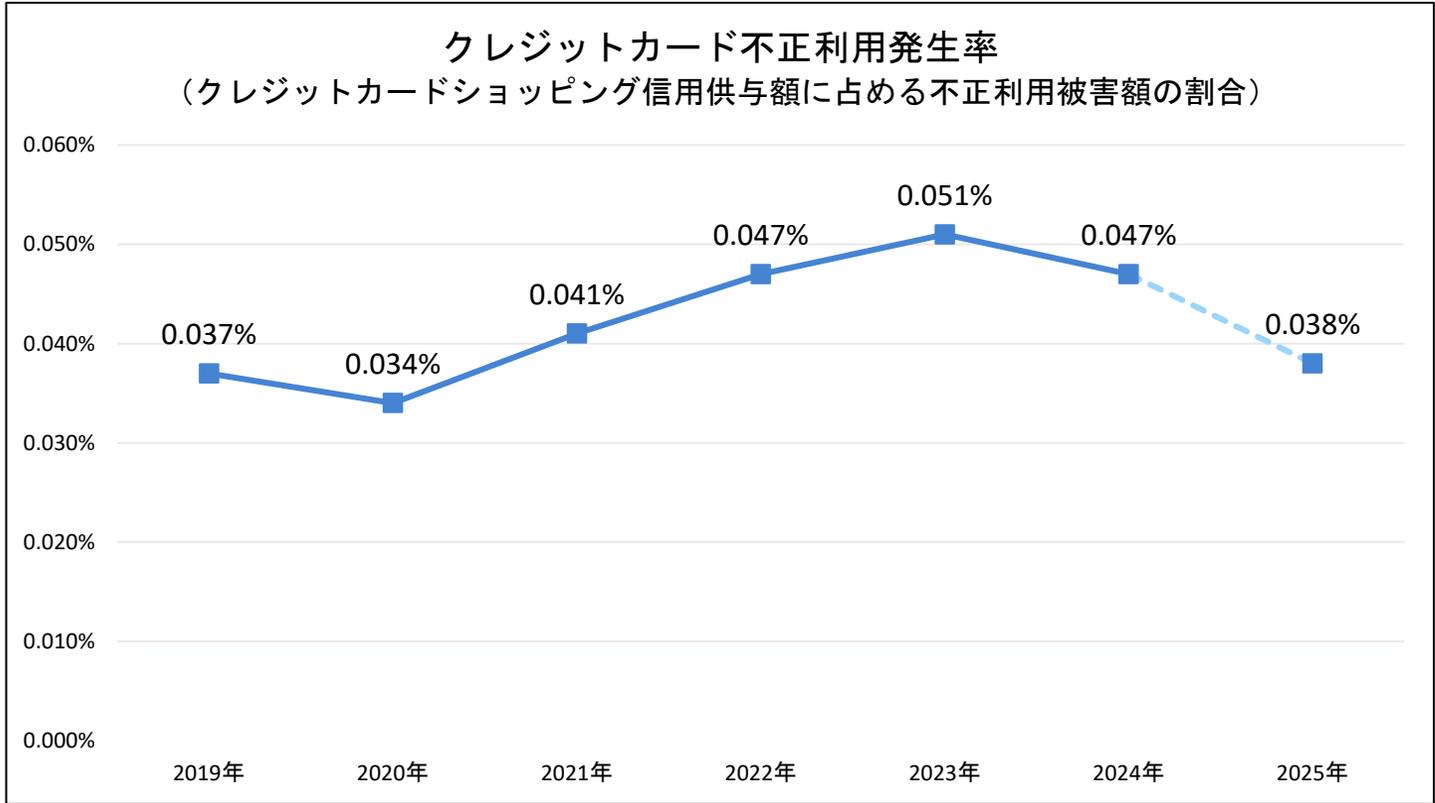
引用：日本クレジット協会

1. 不正利用被害額の状況

(2) 不正利用発生率

□ 直近2025年のクレジットカードショッピングの信用供与額に占める不正利用被害額の割合を算出した「不正利用発生率※1」は、**0.038%※2**となり、前年から**0.009ポイント**の減少となった。

※1.不正利用発生率（%）= 不正利用被害額÷カード供与額×100
 ※2.四半期ごとの率を踏まえた速報ベース



※2025年は速報値 引用：日本クレジット協会

2. カードセキュリティ対策の取組状況

(1) セキュリティ対策協議会の事務局としての活動

□ クレジットカードのセキュリティ対策については、クレジットカードを利用する消費者の安全で安心な決済環境を確保するため、クレジットカード業界、加盟店、決済関係事業者が決済前・決済時・決済後といった場面で、不正抑止に取り組んでいる。



(引用) クレジット対策セキュリティ対策協議会 クレジットカード・セキュリティガイドライン【6.0版】を基に作成

2. カードセキュリティ対策の取組状況

(2) キャンペーン等の普及啓蒙活動 等

- 消費者に向けたフィッシングへの注意喚起を目的とした周知・啓発活動として、協会ではフィッシングに関する周知・啓発動画等を作成し、協会のHP上に掲載している。本動画については、会員のカード会社がフィッシング詐欺に関する注意喚起を行う際にもご活用いただいている。



〔日本クレジット協会HP 守ろうクレカ 防ごう不正利用〕
<https://www.j-credit.or.jp/customer/security-movie/#block01>

ご清聴ありがとうございました



一般社団法人

日本クレジット協会

〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル6F

TEL 03-5643-0011